

第40回 美食王国もりおか農業まつり

出店者募集要項

盛岡市農業まつり実行委員会

このたび、第40回美食王国もりおか農業まつり（以下、「農業まつり」という）を下記のとおり開催するにあたり、出店者を募集します。農業まつりは、盛岡の農業について広く啓発する機会を創出することを目的に、令和8年度から会場・内容を一新し、子供やその保護者を主な対象とした農業に関する「体験・学び」を中心としながら、盛岡産農畜産物の販売などを行う催しへと転換します。

趣旨をご理解のうえ、多数のご応募をお待ちしております。

1 開催概要

名称	第40回 美食王国もりおか農業まつり ※「もりおか味と工芸展」とタイアップ開催
目的	盛岡の農業について広く啓発する機会を創出することで、市民の農業に対する理解の促進及び盛岡市農業の発展に寄与すること。
主催	盛岡市農業まつり実行委員会
日時	令和8年10月17日（土）・18日（日） 10：00～15：00 ※「もりおか味と工芸展」 会期：10月15日～19日
会場	①川徳屋上 SORABA（8階屋上） ②川徳1階 ヘラルボニー前歩道 ③川徳cubeⅡ地下1階 盛岡という星で BASE STATION ※「もりおか味と工芸展」 会場：7階ダイヤモンドホール
内容	・出店者による販売・体験・学びのブース開設（24ブース程度を予定） ・会場内スタンプラリー（「もりおか味と工芸展」と共同開催） ・ステージイベント ほか
集客見込	2日間延べ10,000人（R7年約10,000人）

2 出店区分と募集ブース

- ・出店内容により募集条件が異なります。
- ・出店希望者が予定ブース数を上回る場合は、実行委員会で出店内容を審査し出店者を決定します。
- ・飲食店は盛岡市産食材を使用した商品を1品以上提供することを必須にいたします。

■ 出店区分別の条件

区分1	販売を行う事業者		販売を行わない事業者
区分2	A 盛岡産農畜産物・ 農林業に関する商品の販売	B 飲食店	C その他 (農林業のPR等)
盛岡産農畜産物の使用	<u>必須</u> 盛岡産農畜産物またはその加工品を販売すること	<u>必須</u> 提供メニューに盛岡産農畜産物を使用すること。	盛岡産農畜産物の活用・販売は必須ではないが、 <u>農林業PR・啓発に繋がること</u>
販売商品の届出	販売商品を申込書に記載すること。	どのようなメニューを提供するか、申込書に具体的に記載すること。	販売商品またはPR・啓発の内容を申込書に記載すること。
主な出店場所	屋上 (SORABA)	屋上 (SORABA)	①1階ヘラルボニー前 ②盛岡という星でBASE STATION ※②で販売は行えません。
募集数	7事業者程度	5事業者程度	4事業者程度
出店料	・出店料1ブースにつき10,000円(2日間1日のみの出店は不可) ・電気コンセント代(100V1相、上限1,500W)1口につき6,000円 ※盛岡という星でBASE STATIONで電気を使用しない場合は、出店料不要とします。		

※飲食店は、提供するメニューのうち、1品以上盛岡産農畜産物を使用し、消費者が認識できるような商品名又はPOP等を使用して販売することが必須です。使用する盛岡産食材(品目・産地)を申込書に明記してください。

■ 設置ブース数

全26ブースを予定。会場ごとの内訳は次のとおりです。

(出店場所配置は主催者が決定します。応募状況に応じて、配分を変更する場合があります。)

会場	主な区分・用途	ブース数(予定)
屋上 SORABA	A 盛岡産農畜産物・農林業に関する商品の販売(7) B 飲食店(5) 実行委員会関係(7) (盛岡りんご(3)、子供向け体験(3)、本部(1))	19ブース
1階 ヘラルボニー前	C その他(農林業のPR等)(4) 実行委員会関係(3) (盛岡市イノベーション事業PR(1)、子供向け体験(1)、本部(1))	7ブース

3 出店ブースの仕様

規格	出店ブースは出店場所及び出店区分によりサイズが異なります。 1 屋上SORABA ①A 盛岡産農畜産物・農林業に関する商品の販売、盛岡りんごPR、本部 計9ブース程度 テント 2m（間口）×2m（奥行） ②B 飲食店、盛岡りんご詰め放題、子供向け体験ブース 計10ブース程度 テント 3m（間口）×3m（奥行） 2 1階ヘラルポニー前 C その他、本部 計7ブース程度 テント 2m（間口）×2m（奥行） 3 盛岡という星で BASE STATION 計3ブース程度 室内のためテント無し
ブース数	1出店者1ブースまで（応相談）
基本備品	・長机（180cm×45cm） 2本 ・折りたたみ椅子 2脚 ・出店者名を記載したボード（各ブース上部に設置） ・消毒液（手指用・機材用） ※基本備品以外の物品（陳列棚・冷蔵庫・延長コード・容器類等）は出店者でご用意ください。
電源	100V1相・上限1,500W

（注意事項）

- ・各ブースに給排水設備はありません。
- ・保健所の指導により、ブース内には手洗い用水タンク、水受バケツの設置をお願いします。
- ・給水は、共同利用の指定場所をご利用ください。
- ・排水は、各日催事終了後に指定場所で行えます。
- ・ガス器具等の備品レンタルを希望する場合は、事務局へご相談ください（有料対応）。
- ・コンロや焼き台等は、耐火ボードと消火器を必ず設置のうえ、ブース内で使用してください。
- ・盛岡という星で BASE STATION会場は、原則「Cその他（農林業のPR等）」かつ参加費の徴収や販売は行わないものとします。
- ・当日荒天が予測される際は、会場と内容を一部変更または中止し、ブース数を削減する場合があります。その際は「A農畜産物及び加工品の販売」及び「Cその他（農林業のPR等）」の事業者の出店を優先し、この理由での出店取消に限っては出店料を返却します。

4 販売・衛生について

■ 出店のルールについて

- ・飲食店区分の出店は、提供するメニューのうち 1 商品以上で、盛岡産農畜産物を使用し、消費者が認識できるような商品名または P O P で販売することを条件としています。使用する盛岡産農畜産物（品目・産地）を申込書に明記してください。
- ・煮炊きをする場合は、事前に食材を加工し、煮炊きできる状態にしてください（保健所の指導により、会場内での調理行為はできません）。

■ 営業の種類と提供できる食品（盛岡市保健所の指導による）

- ・提供できる飲食物は、調理工程が簡易なもので、加熱調理が行われるものに限りです。刺身及び寿司等の生もの、サラダ等、弁当類（おにぎり、サンドウィッチ等含む）は調理して提供することはできません。

○臨時飲食店営業：焼鳥、焼きそば、たこ焼き、いか焼き、フランクフルト、おでん等

○喫茶店営業：ジュース類等（生ジュースは除く）、かき氷、フラッペ、バナナチョコ、クレープ、たい焼き、大判焼、コーヒー、ディッシャーアイス等

※上記にない食品についても、保健所との協議により許可となる場合があります。事務局にお問い合わせください。

■ 食品の取扱い

- ・材料の仕入れに当たっては、適切な納入先から新鮮な食品を仕入れること。
- ・前日調理は行わないこと。調理した食品を次の日に持ち越さないこと。
- ・原材料の細切り等の下処理は出店場所では行わないこと。
- ・いか焼きや焼き鳥等の生肉や生鮮魚介類を使用する際は、事前にボイルしたものを使用すること。
- ・食品を加熱する場合は、その中心まで十分に熱を通すこと。
- ・調理した食品はその場で食べさせるようにし、持ち帰りはさせないこと。
- ・調理済みの食品に直接触れる際は、使い捨て手袋を着用し適切なタイミングで交換すること。

■ 保健所申請

- ・保健所申請は一括して実行委員会で行います。
- ・酒類販売の臨時許可については、出店者ご自身で手続きをしていただきます。
(酒類販売免許の申請に必要な出店許可証やレイアウトなどについては、後日送付いたします。)

■ 食品の取扱い者

- ・ 食品衛生責任者を設置すること。
- ・ 調理責任者を決め、調理に携わる人を限定し、関係者以外には調理等をさせないこと。
- ・ 清潔な服装で調理すること。調理者は爪を短く切り、指輪等を外すこと。
- ・ 作業前及びトイレの後、金銭を取り扱った後等の手指の洗浄及び消毒を行うこと。
- ・ 発熱、腹痛、下痢または化膿性疾患等の症状がある人には調理をさせないこと。

■ ごみ処理

- ・ 各ブースで発生するごみに関しては、各出店者が回収し持ち帰りをお願いします。
- ・ 会場内では空きビン回収しないため、ビン入りの飲食料品を販売する場合は空きビンの回収も販売者が行ってください。
- ・ 各出店者は、出店ブース内及び周辺の衛生環境の確保に努め、来場者が気持ちよく過ごせるようにしてください。
- ・ 飲食物等の販売により、出店場所周辺が汚れないようにしてください。汚れがひどい場合は、理由の如何にかかわらず清掃費用を負担していただきます。

■ ブース引き渡し、備品レンタル、搬入搬出 等

出店が確定した方に別途「出店者マニュアル」によりお知らせいたします。

5 Instagram等での広報協力（希望調査）

農業まつりでは、美食王国もりおか公式Instagram（@oishii_morioka）等のSNSを活用した広報を予定しています。出店者の皆さまの商品・活動を発信するにあたり、以下の協力可否を申込書にてお知らせください。※協力は任意です。希望の有無は出店可否の判断に影響しません。

- ・ 公式アカウントでの商品・ブースの紹介投稿への情報・写真提供
- ・ 出店者ご自身のSNSでの本まつりの告知・発信

6 申込方法・出店者の決定

募集期間	令和8年7月14日（火）～8月10日（月）
提出書類	様式1 盛岡市農業まつり出店申込書 様式2 申込者情報 様式3 販売品目①（現地調理を行う販売品目） 様式4 販売品目②（現地調理を行わない販売品目） 様式5 ブースレイアウト等
提出方法	・電子メール：nosei@city.morioka.iwate.jp ※メールタイトルを「 農業まつり出店申込 」としてください ・郵送又は持参：〒020-8531 盛岡市若園町2-18 農政課内 農業まつり実行委員会事務局（小澤、月花） 宛
決定時期	令和8年8月中旬を目途に当落をメールで通知します。

■ 出店者の決定方法

- ・応募者多数の場合は、出店区分・盛岡産農畜産物の使用状況・出店内容・本まつりの趣旨との適合性などを総合的に勘案し、実行委員会において出店者を決定します。
- ・申込状況により、ブース数や出店場所が希望どおりにならない場合があります。あらかじめご了承ください。
- ・用意した出店数を超える申込があった場合、8月10日（月）の申込期限前であっても募集を締切ります。募集を締切の際は、盛岡市ホームページ等でお知らせします。

■ 今後のスケジュール

- ・7月14日 募集開始
- ・8月10日 申込期限
- ・8月中旬 当落結果の通知、出店料の請求、保健所の申請手続き等
- ・9月下旬 出店マニュアルの送付

7 その他留意事項

■ 費用負担

- ・出店申込に要した費用は、申込者様が負担するものとします。
- ・出店者決定後の変更又は取消は、原則としてできません。また、納入した出店料は原則として返金しません。ただし、荒天時は一部出店者には返金対応します。
- ・暴力団関係者等による出店はできません。
- ・出店者様は関係法令等を遵守するとともに、主催者の指示に従うようお願いいたします。

【お問い合わせ先】

盛岡市農業まつり実行委員会事務局（盛岡市農政課食農推進係）

電話：019-626-2270 ／ メール：nosei@city.morioka.iwate.jp

担当：小澤（おざわ） ／ 月花（つきはな）